

社会福祉法人三美厚生団 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三美厚生団(以下「この法人」という。)定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

1回につき・・・・・・・・2,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1回につき・・・・・・・・2,000円

(3) 監事及び外部委員が、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

1回につき・・・・・・・・2,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。